

## ポイントの対象になる活動とポイント数

活動を実施する団体が以下の活動の実績を確認して、該当するページに日付の記入とスタンプ押印をすることでポイントが付与されます。

### 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動



- グラウンドゴルフ等のスポーツ活動
- 囲碁・将棋等の文化活動
- グループ活動によるウォーキングなど

押印は  
1日1回まで

# 1ポイント

### 特定健康診査の受診等



- 特定健康診査
- 後期高齢者医療制度の健康診査
- 被爆者健康診断
- 被爆二世健康診断
- 節目年齢歯科健診
- 後期高齢者歯科健診
- がん検診
- 骨粗しょう症検診
- 服薬情報のお知らせ (限定)

医療機関・薬局で押印  
1日に複数押印可

# 2ポイント

### 地域の支え手となる活動 (ボランティア活動)



- 児童の登下校の見守り活動
- 町内清掃活動
- サロンの世話人としての活動(総合事業として行うものを除く)
- 老人クラブ会員としての友愛活動(総合事業として行うものを除く) など

押印は  
1日1回まで

# 4ポイント

### ボランティア活動のうち、広島市が指定するもの(限定)

- ① オープンスペース(乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所(広島市が認めるもの))での子育て支援の活動
- ② 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、洗濯、駐車の誘導など
- ③ 高齢者及び障害者に対する外出時の付き添い介助、点訳・音訳、手話・要約筆記
- ④ 総合事業として行う住民主体型生活支援訪問サービスの提供活動
- ⑤ コーディネーターとして①～④の活動の調整等を行う活動
- ⑥ 総合事業として行う地域高齢者交流サロン(補助を受けて実施するもの\*)及び地域介護予防拠点の世話人や認知症カフェのスタッフとしての活動 ※補助を受けなくなった場合でも、サロンとしての活動が続く限り対象です。
- ⑦ 府中町(ポイントの相互付与を行う自治体)又は府中町の登録団体が4ポイントとして行う活動

### 〈〈 後期高齢者歯科健診 〉〉

ポイント事業に参加しやすい環境づくりの一環として、今年度から、「後期高齢者歯科健診」を、新たに2ポイント付与の対象としています。

### 〈〈 「活動団体一覧」の掲載情報について 〉〉

より多くの高齢者が自分に合った活動に参加し、活動を継続していただけるよう、令和3年9月から、ポイント事業のホームページで公表している「活動団体一覧」の掲載情報を追加します。

#### 掲載情報

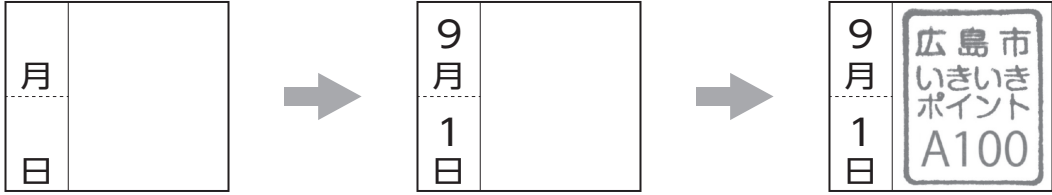
- ・団体名
- ・代表者
- ・活動内容
- ・活動場所
- ・主な活動例(今回追加)
- ・活動頻度(今回追加)
- ・参加人数(今回追加)

# ポイント事業への参加と手帳の使用方法

**手順 1** 活動時にポイント手帳を携帯します。活動内容に応じて、スタンプを押してもらったページが異なります。ページの色をご確認ください。

- 1 ポイント** 健康づくり・介護予防活動 黄色
- 2 ポイント** 健康診査・がん検診等 緑色
- 2 ポイント** 地域の支え手となる活動(一般的なボランティア活動) 桃色
- 4 ポイント** 地域の支え手となる活動(特定のボランティア活動) 水色

**手順 2** 活動に参加したら、活動団体から、活動日(月日)を記載し、マス目に合わせてスタンプを押してもらいます(スタンプを事後押印する場合は押印日ではなく、活動日を記載してもらいます。)



**押印するページを間違えた場合は** .....  
活動団体に次のとおり訂正してもらいます。



**手順 3** スタンプを押してもらったら、日付(月日)が正しく記載されているか、また、以下のように無効な押印になっていないかご確認ください。

- 例 1**

例1 日付の記載がない場合  
(月又は日のいずれかが記載されていない場合を含む)

**例 2**

例2 日付を取り消しているが、  
修正後の日付が記載されていない場合

**例 3**

例3 押印が不明瞭で、スタンプ番号が確認できない場合

**例 4**

例4 スタンプが押し直されているが、  
どの団体が押印したスタンプなのか分からない場合

### 手順 4

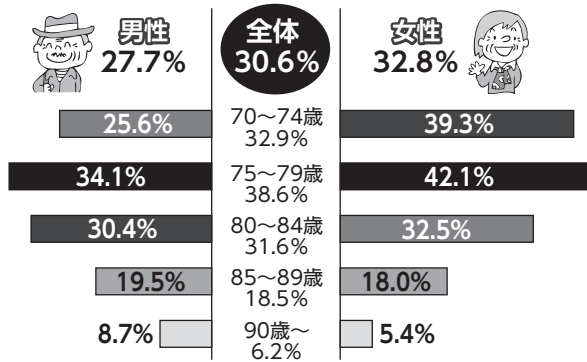
ポイント付与期間終了後又はポイントを貯め終えたら、ポイント手帳を期限までに広島市に提出してください。  
 広島市で獲得ポイント数を集計し、高齢者ご本人の預金口座に奨励金を振り込みます。

## ポイントの集め方(例)

	午前	午後
月	近所のサロン活動に参加 (1ポイント)	地域グループのウォーキングに参加 (ポイントなし)
火		午前中の活動で1ポイントを得ているので、同日の午後の同類の活動はポイントを得られません。
水	児童の登下校の見守り活動に参加(2ポイント)	介護施設でのボランティア活動に参加(4ポイント)
木	午前・午後ともボランティア活動への参加ですが、ポイント数が異なるため、それぞれ付与されます。	
金	医療機関で特定健診・〇〇がん検診を受診(2ポイント×2回=4ポイント)	健診(検診)は、1回の受診につき2ポイント付与されます。
土	清掃活動とグラウンドゴルフは、ポイント数が異なるため、それぞれ付与されます。	
日	町内会の清掃活動に参加(2ポイント)	老人クラブのグラウンドゴルフに参加(1ポイント)

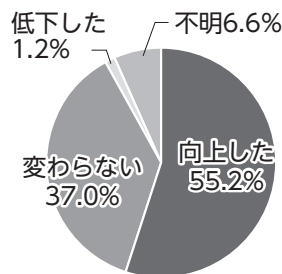
### 【年齢別の参加率】

70歳以上の高齢者(対象者)の約3割がポイント事業に参加され、特に75~79歳では、4割近くの方が参加されています。

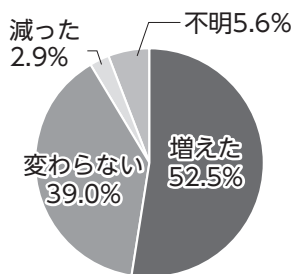


[平成30年9月~令和元年8月実績]

### 【体力】



### 【運動時間・量】



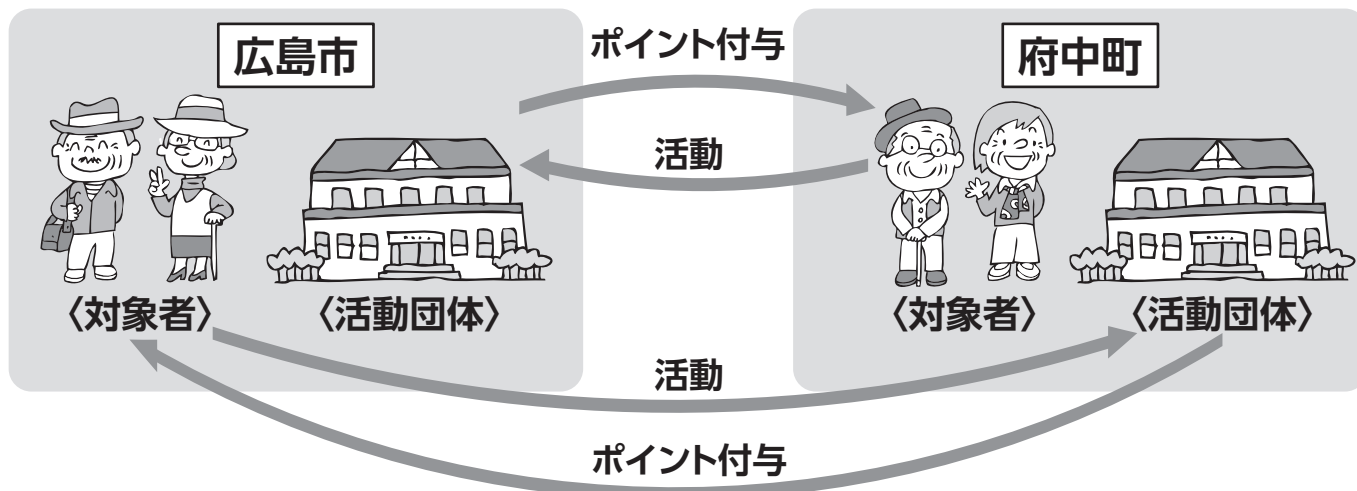
ポイント事業の参加者の半数以上が体力などの面でポジティブな実感を得ています。  
 この機会に、より多くの活動に参加して、健康づくりに取り組みましょう!

[ポイント事業参加者アンケート(令和2年実施)より]

## 府中町とのポイント相互付与について

府中町でもポイント事業が実施されており、本市と府中町は、各自治体のポイント事業の対象者に対して、相互にポイントを付与できる仕組みとしています。

### 《ポイント相互付与のイメージ図》



これにより、以下の活動に本市の高齢者が参加した場合もポイントが付与(スタンプを押印)できます。

### 1 府中町又は府中町に登録する活動団体が実施する活動

- ◎ 府中町の公民館が主催する講座への参加
- ◎ 府中町に登録する老人クラブが主催するサロンへの参加
- ◎ 府中町に登録する介護施設等での支援
- ◎ 府中町に登録する医療機関が実施する特定健康診査等の受診 など

### 2 府中町の体育施設の利用

- ◎ 府中町の体育施設で行う卓球 など

※ 8月中に本市のポイント手帳が届いた方のうち、9月1日以前に府中町に転出された方は、本市ポイント事業の対象者ではなく、府中町の対象者となるため、令和3年9月末頃に府中町から送付されるポイント手帳をご使用いただき、本市のポイント手帳を使用しないでいただきますようお願いいたします。

また、これに該当する方は、本市のポイント手帳にポイントを貯めて提出されても、奨励金はお支払いできませんので、ご注意ください。

#### 《海田町とのポイント相互付与》

令和4年1月からは、海田町ともポイント相互付与を開始する予定です。詳細については、本年12月頃に本市HPでお知らせする予定です。

# 奨励金の支給

## ① 口座登録

- ポイント手帳を提出いただいた方には、「獲得ポイントのお知らせ」を送付します。お知らせの送付時点で、振込口座の登録が無い方には、「獲得ポイントのお知らせ」に口座登録用紙を同封しますので、必要事項を記載の上、通帳のコピーを添付して、必ずご提出ください。  
なお、ポイント手帳の提出があった場合でも、口座登録が完了していない方には、奨励金を支給できません。
- 奨励金の振込口座を登録済の方には、その口座に振り込みます。
- 登録口座の変更は可能です。変更される場合は、保険証などの本人確認書類及び登録される口座の通帳を持参の上、市役所高齢福祉課又は各区福祉課高齢介護係で手続きを行ってください。
- 広島市が電話や訪問により口座番号をお尋ねすることはありません。

## ② 支給時期

ポイント付与期間（毎年9月1日から翌年8月31日まで）中の5月末から順次支給します。

## ③ 奨励金の上限変更

要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成又は障害者公共交通機関利用助成を受けている方が奨励金の上限を100ポイントに変更するためには、以下の受付窓口で直接変更手続き<sup>※1</sup>が必要です。（変更手続きの期限はポイント付与期間中の3月末までです。）

区 分	受 付 窓 口
要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成	市役所高齢福祉課又は各区福祉課高齢介護係
障害者公共交通機関利用助成	市役所障害福祉課、精神保健福祉課又は各区福祉課障害福祉係

なお、変更手続きができるのは、タクシーチケット等の利用券を1枚も利用していない方<sup>※2</sup>、パスピー又はJR利用の助成金の振込が済んでいない方<sup>※3</sup>に限ります。

※1 ポイント手帳や手紙に変更する旨を記載しても、変更できません。

※2 変更手続きの際に未使用の利用券を返却してください。

※3 近日中に振込予定の方も、変更できません。

## 注意事項

### ◎ 個人データの利用について

提出されたポイント手帳のデータについては、個人が特定できないよう統計的に処理し、本事業の効果を検証するために使用場合があります。データの使用に同意していただけない方については、手帳表紙に印字されている名前の左側の余白に「不同意」と記載してください。記載のない方については、手帳の提出をもって、医療費、介護給付費、その他これらに類する効果検証に必要な情報の使用についても同意されたものとして取り扱わせていただきます。

### ◎ ポイント手帳の取扱について

- ポイント手帳を他人に貸したり、譲渡した場合は、貯めたポイント数は無効になります。
- 貯めたポイント数を次のポイント手帳に繰り越すことはできません。
- ポイント手帳を紛失して新たな手帳の再交付を受けた場合は、再交付前のポイント手帳で貯めたポイント数は無効になります。
- ポイント手帳を提出期限(今回送付した手帳は、令和5年(2023年)3月31日)までに広島市に返送いただけない場合や、手帳の不正使用があった場合は、奨励金を支給できません。

### ◎ ポイント付与の対象となる活動について

- 活動実績がないスタンプの押印は無効であり、ポイントを付与してもらうことはできません。
- ポイントは、広島市又は府中町に登録している活動団体(医療機関を含む。)が参加者の活動(登録済みのもの)の実績を確認し、ポイント手帳にスタンプを押印した場合にのみ付与できます。
- 適正なポイント付与の観点から、ポイント手帳を忘れたときには、スタンプの押印は認められません。ただし、活動記録を残すなど、活動団体の責任において活動実績の管理ができている場合に限り、後日のスタンプ押印が可能です。
- 活動への参加を希望しても定員等の関係で参加できない場合があります。また、ボランティア活動については、活動に当たり、資格や研修の受講が必要なものもありますので、あらかじめご了承ください。